

山鹿市 訪問型サービス(独自)サービスコード表

令和6年4月1日以降

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成	算定	
種類	項目				単位数	単位	
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス11 日割		1,176単位	日割の場合 ÷ 30.4日	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合	2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス12 日割		2,349単位	日割の場合 ÷ 30.4日	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合	3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス13 日割		3,727単位	日割の場合 ÷ 30.4日	123	1日につき
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	287	1回につき	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算 イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	3単位減算	-3	1回につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	指定単位数の 10%減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	指定単位数の 15%減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	指定単位数の 12%減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		指定単位数の 15%加算		
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算 日割			指定単位数の 15%加算		1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算 回数			指定単位数の 15%加算		1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		指定単位数の 10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算 日割			指定単位数の 10%加算		1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算 回数			指定単位数の 10%加算		1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		指定単位数の 5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算 日割			指定単位数の 5%加算		1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算 回数			指定単位数の 5%加算		1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位加算	200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)	100単位加算	100	1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2)生活機能向上連携加算(II)	200単位加算	200	
A3	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算	50	1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の137/1000加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の100/1000加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の 55/1000加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	ト 介護職員特定処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善特定処遇改善加算(I)	所定単位数の 63/1000加算		1月につき
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 II		(2)介護職員等処遇改善特定処遇改善加算(II)	所定単位数の 42/1000加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000加算		

山鹿市 通所型サービス(独自)サービスコード表

令和6年4月1日以降

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成	算定		
種類	項目			単位数	単位		
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798	1月につき	
A6	1112	通所型独自サービス11日割		1,798単位	日割の場合 ÷ 30.4日	59	1日につき
A6	1121	通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2	3,621	1月につき	
A6	1122	通所型独自サービス12日割	3,621単位	日割の場合 ÷ 30.4日	119	1日につき	
A6	1113	通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	436	1月につき	
A6	1123	通所型独自サービス22		事業対象者・要支援2	447	1日につき	
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18	1月につき	
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1	1日につき	
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2	36	1月につき	
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1	1日につき	
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	4	1月につき	
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22		事業対象者・要支援2	4	1日につき	
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	イ 1週あたりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18	1月につき	
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1	1日につき	
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援2	36	1月につき	
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1	1日につき	
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21		ロ 1月あたりの回数を定める場合	4	1月につき	
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22		事業対象者・要支援2	4	1日につき	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週あたりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376	1月につき
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752	1月につき	
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3		ロ 1月あたりの回数を定める場合	94	1回につき	
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合	47	1回につき		
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算	100	100		
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算	240	240		
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算	50	50		
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算	200	200		
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)	150	150	
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ	(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)	160	160		
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算	480	480		
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算ⅠⅠ	リ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88	1月につき
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算ⅠⅡ		事業対象者・要支援2	176	176	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算ⅡⅠ		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72	72
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算ⅡⅡ		事業対象者・要支援2	144	144	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算ⅢⅠ		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24	24
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算ⅢⅡ		事業対象者・要支援2	48	48	
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100	100	
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	200	
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20	20	
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5	5	
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算	40	40		
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000加算		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000加算		
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 12/1000加算		
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 10/1000加算		
A6	6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	コ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 11/1000加算			

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成	算定		
種類	項目			単位数	単位		
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798	1月につき	
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超		59	定員超過の場合 ×70%	41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3,621	2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超		119	83	1日につき	
A6	8003	通所型独自サービス21・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	305	1月につき	
A6	8013	通所型独自サービス22・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	313	1回につき	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成	算定		
種類	項目			単位数	単位		
A6	9001	通所型独自サービス11・欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798	1月につき	
A6	9002	通所型独自サービス11日割・欠		59	看護・介護職員が欠員の場合 ×70%	41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・欠		事業対象者・要支援2		3,621	2,535
A6	9012	通所型独自サービス12日割・欠		119	83	1日につき	
A6	9003	通所型独自サービス21・欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	305	1月につき	
A6	9013	通所型独自サービス22・欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	313	1回につき	

山鹿市 訪問型サービス(独自)サービスコード表

令和6年4月1日以降

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付割合	合成単位数	算定単位
種類	項目					
A3	2001	訪問型独自サービス1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (1)1週に1回程度の場合 1,176単位 日割の場合 ÷ 30.4日 39単位 (2)1週に2回程度の場合 2,349単位 日割の場合 ÷ 30.4日 77単位 (3)1週に2回を超える程度の場合 3,727単位 日割の場合 ÷ 30.4日 123単位	70%	1,176	1月につき
A3	2005	訪問型独自サービス11 日割		70%	39	1日につき
A3	2009	訪問型独自サービス12		70%	2,349	1月につき
A3	2013	訪問型独自サービス12 日割		70%	77	1日につき
A3	2017	訪問型独自サービス13		70%	3,727	1月につき
A3	2021	訪問型独自サービス13 日割		70%	123	1日につき
A3	2025	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合 (1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合 287単位	70%	287	1回につき
A3	4511	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算 イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (1)1週に1回程度の場合 12単位減算 日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算 (2)1週に2回程度の場合 23単位減算 日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算 (3)1週に2回を超える程度の場合 37単位減算 日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	70%	-12	1月につき
A3	4520	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		70%	-1	1日につき
A3	4512	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		70%	-23	1月につき
A3	4513	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		70%	-1	1日につき
A3	4514	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		70%	-37	1月につき
A3	4515	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		70%	-1	1日につき
A2	4516	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合 (1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合 3単位減算	70%	-3	1回につき
A3	2092	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 指定単位数の 10%減算 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 指定単位数の 15%減算 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 指定単位数の 12%減算	70%		1月につき
A3	2093	訪問型独自サービス同一建物減算2		70%		
A3	2094	訪問型独自サービス同一建物減算3		70%		
A3	2041	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算 指定単位数の 15%加算	70%		
A3	2042	訪問型独自サービス特別地域加算 日割	指定単位数の 15%加算	70%		1日につき
A3	2047	訪問型独自サービス特別地域加算 回数	指定単位数の 15%加算	70%		1回につき
A3	2050	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算 指定単位数の 10%加算	70%		1月につき
A3	2053	訪問型独自サービス小規模事業所加算 日割	指定単位数の 10%加算	70%		1日につき
A3	2056	訪問型独自サービス小規模事業所加算 回数	指定単位数の 10%加算	70%		1回につき
A3	2059	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 指定単位数の 5%加算	70%		1月につき
A3	2062	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算 日割	指定単位数の 5%加算	70%		1日につき
A3	2065	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算 回数	指定単位数の 5%加算	70%		1回につき
A3	2068	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算 200単位加算	70%	200	
A3	2070	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ニ 生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算(I) 100単位加算	70%	100	1月につき
A3	2069	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II	(2)生活機能向上連携加算(II) 200単位加算	70%	200	
A3	2096	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算 50単位加算	70%	50	1回につき
A3	2071	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ヘ 介護職員処遇改善加算 (1)介護職員処遇改善加算加算(I) 所定単位数の137/1000加算 (2)介護職員処遇改善加算加算(II) 所定単位数の100/1000加算 (3)介護職員処遇改善加算加算(III) 所定単位数の 55/1000加算	70%		1月につき
A3	2074	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		70%		
A3	2077	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		70%		
A3	2086	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	ト 介護職員等特定処遇改善加算 (1)介護職員等処遇改善特定処遇改善加算(I) 所定単位数の 63/1000加算	70%		
A3	2089	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 II	(2)介護職員等処遇改善特定処遇改善加算(II) 所定単位数の 42/1000加算	70%		
A3	2093	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数の 24/1000加算	70%		

山鹿市 訪問型サービス(独自)サービスコード表

令和6年4月1日以降

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		給付割合	合成単位数	算定単位
種類	項目						
A3	3001	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合 1,176単位	60%	1,176	1月につき
A3	3005	訪問型独自サービス11 日割		日割の場合 ÷ 30.4日 39単位	60%	39	1日につき
A3	3009	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合 2,349単位	60%	2,349	1月につき
A3	3013	訪問型独自サービス12 日割		日割の場合 ÷ 30.4日 77単位	60%	77	1日につき
A3	3017	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度 の場合 3,727単位	60%	3,727	1月につき
A3	3021	訪問型独自サービス13 日割		日割の場合 ÷ 30.4日 123単位	60%	123	1日につき
A3	3025	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合 287単位	60%	287	1回につき
A3	6711	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算 イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合 12単位減算	60%	-12	1月につき
A3	6720	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	60%	-1	1日につき
A3	6712	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合 23単位減算	60%	-23	1月につき
A3	6713	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割りの場合 ÷ 30.4日 1単位減算	60%	-1	1日につき
A3	6714	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度 の場合 37単位減算	60%	-37	1月につき
A3	6715	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		日割りの場合 ÷ 30.4日 1単位減算	60%	-1	1日につき
A2	6716	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合 3単位減算	60%	-3	1回につき
A3	3092	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 指定単位数の 10%減算	60%		1月につき
A3	3096	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 指定単位数の 15%減算	60%		
A3	3097	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 指定単位数の 12%減算	60%		
A3	3041	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	指定単位数の 15%加算	60%		
A3	3044	訪問型独自サービス特別地域加算 日割		指定単位数の 15%加算	60%		1日につき
A3	3047	訪問型独自サービス特別地域加算 回数		指定単位数の 15%加算	60%		1回につき
A3	3050	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	指定単位数の 10%加算	60%		1月につき
A3	3053	訪問型独自サービス小規模事業所加算 日割		指定単位数の 10%加算	60%		1日につき
A3	3056	訪問型独自サービス小規模事業所加算 回数		指定単位数の 10%加算	60%		1回につき
A3	3059	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	指定単位数の 5%加算	60%		1月につき
A3	3062	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算 日割		指定単位数の 5%加算	60%		1日につき
A3	3065	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算 回数		指定単位数の 5%加算	60%		1回につき
A3	3068	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200単位加算	60%	200	
A3	3069	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	ニ 生活機能向上連携加算	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	60%	200	1月につき
A3	3070	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	60%	100	
A3	3098	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50単位加算	60%	50	1回につき
A3	3071	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000加算	60%		1月につき
A3	3074	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000加算	60%		
A3	3077	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 55/1000加算	60%		
A3	3086	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 63/1000加算	60%		1月につき
A3	3089	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 42/1000加算	60%		
A3	3093	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 24/1000加算	60%		

山鹿市 通所型サービス(独自)サービスコード表

令和6年4月1日以降

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		給付割合	合成単位数	算定単位		
種類	項目							
A7	2111 通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	日割の場合 ÷ 30.4日	1,798単位	70%	1,798	1月につき
A7	2112 通所型独自サービス11日割				59単位	70%	59	1日につき
A7	2113 通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2		3,621単位	70%	3,621	1月につき
A7	2114 通所型独自サービス12日割			日割の場合 ÷ 30.4日	119単位	70%	119	1日につき
A7	2115 通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1		436単位	70%	436	1回につき
A7	2116 通所型独自サービス22		事業対象者・要支援2	447単位	70%	447	1回につき	
A7	4511 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	70%	-18	1月につき
A7	4520 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割				1単位減算	70%	-1	1日につき
A7	4512 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2	36単位減算	70%	-36	1月につき	
A7	4513 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割				1単位減算	70%	-1	1日につき
A7	4514 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	70%	-4	1回につき	
A7	4515 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22		事業対象者・要支援2	4単位減算	70%	-4	1回につき	
A7	5511 通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	70%	0	1月につき
A7	5520 通所型独自業務継続計画未策定減算11日割				1単位減算	70%	-1	1日につき
A7	5512 通所型独自業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援2	36単位減算	70%	-36	1月につき	
A7	5513 通所型独自業務継続計画未策定減算12日割				1単位減算	70%	-1	1日につき
A7	5515 通所型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	70%	-4	1回につき	
A7	5516 通所型独自業務継続計画未策定減算22		事業対象者・要支援2	4単位減算	70%	-4	1回につき	
A7	2117 通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		70%		1月につき
A7	2119 通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		70%		1日につき
A7	2121 通所型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		70%		1回につき
A7	2124 通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	70%	-376	1月につき	
A7	2125 通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752単位減算	70%	-752	1月につき	
A7	2187 通所型独自サービス同一建物減算3		ロ 1月当たりの回数を定める場合	94単位減算	70%	-94	1回につき	
A7	2188 通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47単位減算	70%	-47	片道につき	
A7	2126 通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	70%	100		
A7	2123 通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	70%	240		
A7	2170 通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50単位加算	70%	50		
A7	2128 通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200単位加算	70%	200		
A7	2171 通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	70%	150		
A7	2172 通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	70%	160		
A7	2189 通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480単位加算	70%	480		
A7	2173 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	70%	88	1月につき
A7	2174 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援2	176単位加算	70%	176	
A7	2139 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ			事業対象者・要支援1	72単位加算	70%	72	
A7	2140 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ			事業対象者・要支援2	144単位加算	70%	144	
A7	2177 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	70%	24	
A7	2178 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ		事業対象者・要支援2	48単位加算	70%	48		
A7	2179 通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算	70%	100		
A7	2180 通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	70%	200		
A7	2182 通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	70%	20	1回につき	
A7	2183 通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算	70%	5		
A7	2184 通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40単位加算	70%	40		
A7	2144 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000加算	70%			
A7	2146 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000加算	70%			
A7	2148 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000加算	70%		1月につき	
A7	2166 通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 12/1000加算	70%			
A7	2168 通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 10/1000加算	70%			
A7	2185 通所型独自サービスベースアップ等支援加算	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 11/1000加算	70%			

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		給付割合	合成単位数	算定単位		
種類	項目							
A7	2154 通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	定員超過の場合 ×70%	1,798単位	70%	1,259	1月につき
A7	2155 通所型独自サービス11日割・定超				59単位	70%	41	1日につき
A7	2156 通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2		3,621単位	70%	2,535	1月につき
A7	2157 通所型独自サービス12日割・定超			119単位	70%	83	1日につき	
A7	2158 通所型独自サービス21・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで		436単位	70%	305	1回につき
A7	2159 通所型独自サービス22・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位	70%	313	1回につき	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		給付割合	合成単位数	算定単位		
種類	項目							
A7	2160 通所型独自サービス11・欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	看護・介護職員が欠員の場合 ×70%	1,798単位	70%	1,259	1月につき
A7	2161 通所型独自サービス11日割・欠					59単位	70%	41
A7	2162 通所型独自サービス12・欠		事業対象者・要支援2		3,621単位	70%	2,535	1月につき
A7	2163 通所型独自サービス12日割・欠					119単位	70%	83
A7	2164 通所型独自サービス21・欠		ロ 1月当たりの回数を定める場合		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで		436単位	70%
A7	2165 通所型独自サービス22・欠	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで		447単位	70%	313	1回につき	

山鹿市 通所型サービス(独自)サービスコード表

令和6年4月1日以降

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			給付割合	合成単位数	算定単位	
A7 3111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	60%	1,798	1月につき	
A7 3112	通所型独自サービス11日割		日割の場合	÷ 30.4日 59単位	60%	59	1日につき	
A7 3113	通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2	3,621単位	60%	3,621	1月につき	
A7 3114	通所型独自サービス12日割		日割の場合	÷ 30.4日 119単位	60%	119	1日につき	
A7 3115	通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	436単位	60%	436	1回につき	
A7 3116	通所型独自サービス22		事業対象者・要支援2	447単位	60%	447	1回につき	
A7 4711	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	60%	-18	1月につき
A7 4720	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合	÷30.4日 1単位減算	60%	-1	1日につき	
A7 4712	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2	36単位減算	60%	-36	1月につき	
A7 4713	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合	÷30.4日 1単位減算	60%	-1	1日につき	
A7 4714	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	60%	-4	1回につき
A7 4715	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22		事業対象者・要支援2	4単位減算	60%	-4	1回につき	
A7 8711	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	60%	148	1月につき
A7 8720	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割		日割の場合	÷30.4日 1単位減算	60%	-1	1日につき	
A7 8712	通所型独自業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援2	36単位減算	60%	-36	1月につき	
A7 8713	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割		日割の場合	÷30.4日 1単位減算	60%	-1	1日につき	
A7 8715	通所型独自業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	60%	-4	1回につき
A7 8716	通所型独自業務継続計画未策定減算22		事業対象者・要支援2	4単位減算	60%	-4	1回につき	
A7 3117	通所型独自サービス中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	60%	1	1月につき	
A7 3119	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算	60%	1	1日につき	
A7 3121	通所型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算	60%	1	1回につき	
A7 3124	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	60%	-376	1月につき
A7 3125	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752単位減算	60%	-752	1月につき	
A7 3099	通所型独自サービス同一建物減算3		ロ 1月当たりの回数を定める場合	94単位減算	60%	-94	1回につき	
A7 3100	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合	47単位減算	60%	-47	片道につき		
A7 3128	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算	100単位加算	60%	100			
A7 3123	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算	240単位加算	60%	240			
A7 3170	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算	50単位加算	60%	50			
A7 3128	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算	200単位加算	60%	200			
A7 3171	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	60%	150		
A7 3172	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	180単位加算	60%	180		
A7 3101	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算	480単位加算	60%	480			
A7 3173	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ1	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	60%	88	1月につき
A7 3174	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ2		事業対象者・要支援2	176単位加算	60%	176		
A7 3139	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ1		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	60%	72	
A7 3140	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ2		事業対象者・要支援2	144単位加算	60%	144		
A7 3177	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ1		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	60%	24	
A7 3178	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ2	事業対象者・要支援2	48単位加算	60%	48			
A7 3179	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算	60%	100		
A7 3180	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	60%	200		
A7 3182	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	60%	20	1回につき	
A7 3183	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算	60%	5		
A7 3184	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算	40単位加算	60%	40			
A7 3144	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000加算	60%			
A7 3146	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000加算	60%			
A7 3148	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000加算	60%		1月につき	
A7 3166	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 12/1000加算	60%			
A7 3167	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 10/1000加算	60%			
A7 3185	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 11/1000加算	60%				

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			給付割合	合成単位数	算定単位	
A7 3154	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過の場合 ×70%	60%	1,259	1月につき
A7 3155	通所型独自サービス11日割・定超		59単位	60%		41	1日につき	
A7 3156	通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3,621単位		60%	2,535	1月につき
A7 3157	通所型独自サービス12日割・定超		119単位	60%		83	1日につき	
A7 3158	通所型独自サービス21・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位	60%	305	1回につき	
A7 3159	通所型独自サービス22・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位	60%	313		

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			給付割合	合成単位数	算定単位	
A7 3160	通所型独自サービス11・欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	看護・介護職員が欠員の場合 ×70%	60%	1,259	1月につき
A7 3161	通所型独自サービス11日割・欠		59単位	60%		41	1日につき	
A7 3162	通所型独自サービス12・欠		事業対象者・要支援2	3,621単位		60%	2,535	1月につき
A7 3163	通所型独自サービス12日割・欠		119単位	60%		83	1日につき	
A7 3164	通所型独自サービス21・欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位	60%	305	1回につき	
A7 3165	通所型独自サービス22・欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位	60%	313		